

(案)

# 富良野市耐震改修促進計画

～既存建築物の耐震化に向けて～

平成29年 月

富良野市



# 目 次

## 第1章 計画の目的等

- 1. 背景と目的 ..... 1
- 2. 計画の位置づけ ..... 2
- 3. 計画期間 ..... 2

## 第2章 富良野市の概況

- 1. 位置 ..... 3
- 2. 地勢 ..... 3
- 3. 気象 ..... 3
- 4. 人口と世帯数 ..... 4

## 第3章 富良野市で想定される地震による被害状況

- 1. 富良野市の地震に対する特性 ..... 5
- 2. 富良野市における地震の想定 ..... 6
- 3. 地震の揺れと建築物・人的被害の想定 ..... 11

## 第4章 住宅・建築物の耐震化に係る目標

- 1. 住宅の耐震化の現状 ..... 16
- 2. 住宅の耐震化の目標と実施棟数の考え方 ..... 18
- 3. 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状 ..... 19
- 4. 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標と実施棟数の考え方 ..... 21
- 5. 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化 ..... 22
- 6. 不特定多数の者等が利用する大規模建築物の耐震化 ..... 22
- 7. 公共建築物の耐震化 ..... 24

## 第5章 住宅・建築物の耐震化促進に向けた基本的方向

- 1. 耐震化促進に向けた各主体の役割 ..... 26
- 2. 耐震化促進に向けた施策の基本的方向 ..... 26

## 第6章 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策

- 1. 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発・知識の普及 ..... 27
- 2. 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備 ..... 29
- 3. 地震時の総合的な安全対策の推進 ..... 31
- 4. 耐震化促進を優先する建築物 ..... 31
- 5. 公共建築物の耐震診断実施状況、実施結果の公表 ..... 31

## 第7章 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等について

- 1. 耐震改修促進法に基づく指導等 ..... 32
- 2. 建築基準法に基づく勧告等又は命令 ..... 32
- 3. 北海道との連携 ..... 33

## 第8章 計画の推進に関する事項

- 1. 北海道及び関係団体との連携について ..... 34
- 2. 本市の計画推進体制について ..... 34

## 資料

- 資料1 想定地震と震度 ..... 資-1
- 資料2 建築物 ..... 資-22
- 資料3 建築物・人的被害 ..... 資-30

## 第1章 計画の目的等

### 1. 背景と目的

平成7年1月に発生した兵庫県南部地震、いわゆる阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。

その後、平成18年に耐震改修促進法を改正し、国の基本方針に基づき、都道府県が当該区域内の建築物の耐震化の促進を図るための計画を定めることが義務付けられ、北海道においては、同年12月に計画期間を10箇年とする「北海道耐震改修促進計画」（以下「道計画」という。）を策定し、北海道内の住宅及び多数の方々が利用する建築物の耐震化率を平成27年度までに少なくとも90%にすることを目標に掲げました。また、市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震化の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとされており、富良野市（以下「本市」という。）においても、平成21年3月に計画期間を7箇年とする「富良野市耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を策定し、地震による建築物の倒壊被害から市民の生命及び財産に対する被害を抑制するため、富良野市内における住宅や建築物の耐震化の着実な促進を図ることとしたところです。

しかし近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で多くの人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。また、北海道内においても、平成5年の釧路沖地震、北海道南西沖地震、平成6年の北海道東方沖地震、平成15年の十勝沖地震と、直近の約20年間で大きな被害を及ぼした大規模地震が頻発している状況にあり、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

国では、南海トラフ巨大地震、首都直下地震の被害想定を見直すとともに、これらの地震が最大クラス規模で発生した場合には、東日本大震災を超える甚大な被害が想定されていることなどから、平成25年11月に耐震改修促進法を改正し、不特定多数の方々を利用する大規模建築物への耐震診断を義務付けるなど、地震に対する安全性の向上を一層促進することとしました。

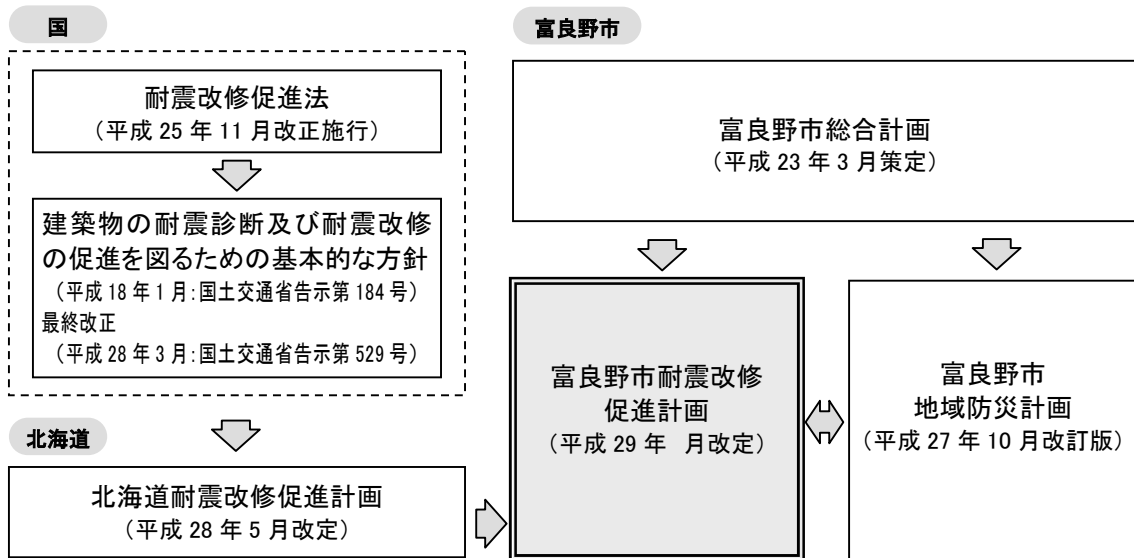
こうした状況を踏まえ、北海道では、平成28年5月に道計画を見直し、北海道内の住宅及び多数の方々を利用する建築物の耐震化率を平成32年度までに少なくとも95%にすることを目標としています。本市においても、道計画の見直しを踏まえ、地震による被害の軽減を図り、市民の方々の安全で安心な生活を確保するため、富良野市内の住宅及び建築物の耐震化を計画的に促進することを目的として、本計画を改定します。

なお、平成28年4月に発生した熊本地震では、震度7の地震を2度観測するなど、これまでの地震とは異なる状況により、多くの住宅や建築物が倒壊等しました。今後、この地震を踏まえた建築物の耐震化に係る新たな知見や対策内容などが国などから示された場合には、適宜、本計画を見直していくこととします。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法のほか、国の定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」及び道計画を踏まえ、富良野市総合計画等の上位・関連計画との整合を図ります。

図1 本計画の位置づけ



## 3. 計画期間

計画期間は、国の基本方針及び道計画との整合を図り、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。なお、社会情勢が大きく変化するなど本計画の見直しの必要性が生じた場合、適宜見直しを行うこととします。

## 第2章 富良野市の概況

### 1. 位置

本市は、上川総合振興局管内の南部に位置し、北緯43度9分24秒～43度24分5秒、東経142度16分17秒～142度40分40秒、東西約32.8 km、南北約27.3 kmで北海道のほぼ中心に位置する富良野盆地の中心都市であり、東南は南富良野町、西は夕張山地を挟んで芦別市、北は中富良野町、上富良野町と接しています。

図2 富良野市の位置



### 2. 地勢

本市の総面積は600.71km<sup>2</sup>で、東方に十勝岳連峰の富良野岳（1,912m）、西方に夕張山地の芦別岳（1,726m）がそびえ、南方には東大演習林（227.16km<sup>2</sup>）があり、市域の約7割を山林が占める自然環境にあります。この2つの山並みに囲まれて南北に伸びたほぼ長円形の盆地が形成され、その中央部を十勝岳の南東部に源を発する石狩川水系支流の空知川が、南から北西方向に貫流しています。

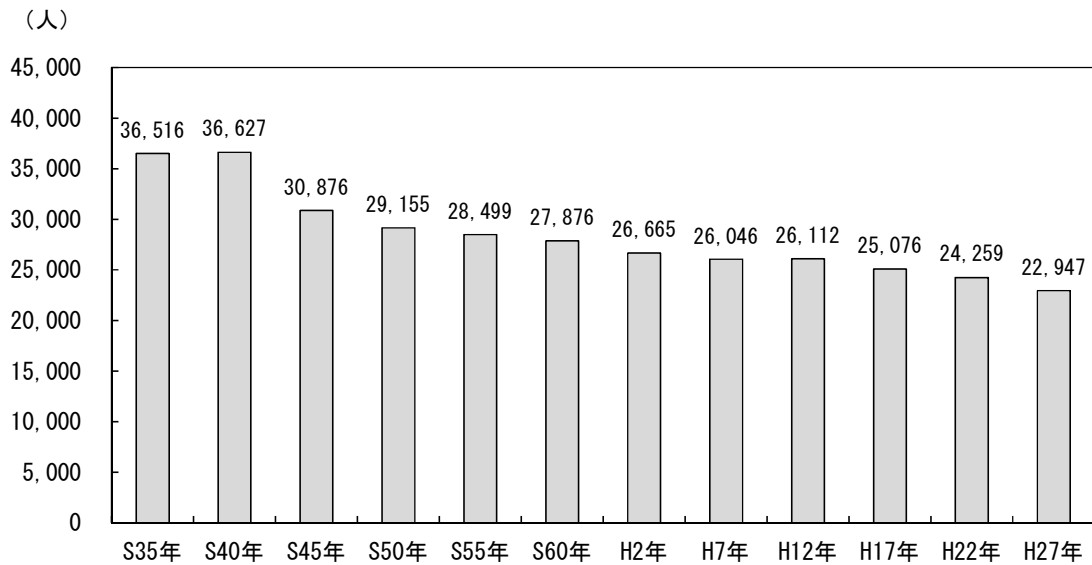
### 3. 気象

気候は、北海道の内陸部で大雪山系と夕張山系に囲まれた地形のため、典型的な大陸性気候です。気温の日較差や年較差が大きく、夏季には集中豪雨の傾向もみられます。降雪期間は、11月中旬から4月上旬までであり、積雪深は1m内外ですが、山間部では2～3mに達します。平成27年の年平均気温は7.5℃で、最高気温33.2℃、最低気温-25.3℃、年間日照時間 1,572.9時間、年間降水量938mmとなっています。

#### 4. 人口と世帯数

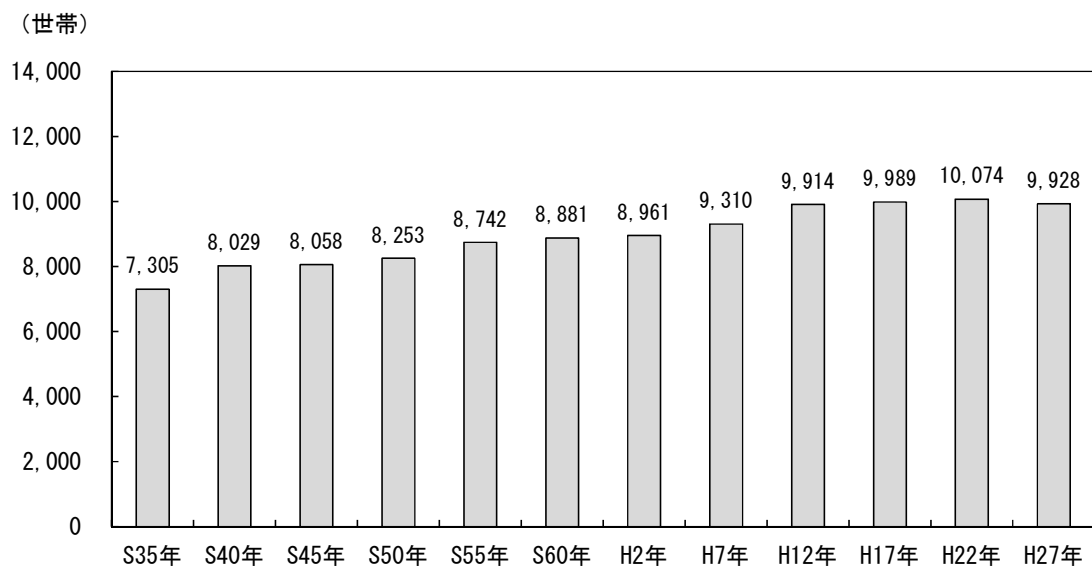
人口は、昭和40年頃をピークに減少傾向にあり、平成27年には22,947人となっています。また、世帯数は平成22年まで増加傾向にありましたが、平成27年には減少し9,928世帯となっています。

図3 人口の推移



資料：国勢調査

図4 世帯数の推移



資料：国勢調査



### 第3章 富良野市で想定される地震による被害状況

#### 1. 富良野市の地震に関する特性

本市付近には、夕張山地に沿って活断層の密集する富良野断層帯が存在します。海岸線から距離があるためプレート型地震による被害は少ないものの、浅い地中を震源とする活断層型地震が発生した場合の被害は甚大なものが予想されます。なお、富良野断層帯では歴史上被害を生じた地震の記録はありませんが、これは明治以降しか地震記録の蓄積がないためであり、次の地震がいつなのかは予測がつかない状況にあります。

表1 北海道内の主な被害地震（平成元年以降）

地域	発生年月日 地震災害名	規模 (M)	最大 震度	北海道内の被害状況
太平洋側	平成5年1月15日 「平成5年釧路沖地震」	7.5	6	釧路地方に被害 死者2、負傷者966 住家全壊53、半壊254
	平成6年10月4日 「平成6年北海道東方沖地震」	8.2	6	釧路、根室地方に被害 負傷者436 住家全壊61、半壊348
	平成15年9月26日 「平成15年十勝沖地震」	8.0	6弱	太平洋沿岸一帯に被害 死者1、不明者1、負傷者847 住家全壊61、半壊368
	平成16年11月29日 (釧路沖の地震)	7.1	5強	釧路、根室、十勝地方に被害、津波 負傷者52 住家全壊1、一部破損4
	平成16年12月6日 (釧路沖の地震)	6.9	5強	釧路、根室地方に被害 負傷者12
	平成17年1月18日 (釧路沖の地震)	6.4	5強	負傷者1
	平成23年3月11日 「平成23年東北地方太平洋沖地震」	9.0	4	太平洋沿岸を中心に被害、津波 死者1、負傷者3 住家半壊4、一部破損7
日本海側	平成5年7月12日 「平成5年北海道南西沖地震」	7.8	6	渡島、檜山、特に奥尻に大被害、大津波 死者201、行方不明28、負傷者323 住家全壊601、半壊408
内陸	平成7年5月23日 (空知支庁中部の地震)	5.9	5	空知、留萌地方を中心に被害 負傷者4 住家被害37
	平成16年12月14日 (留萌支庁南部の地震)	6.1	5強	留萌地方を中心に被害 負傷者4 住家被害165

注) 「規模 (M)」欄の数値は、マグニチュードを表す。

※地震災害名の「」は気象庁により命名された地震を表す。

出典：北海道耐震改修促進計画（平成28年5月）

## 2. 富良野市における地震の想定

本市における地震の想定として、「北海道地域防災計画」や中央防災会議のプレート型による想定地震、政府の特別機関である地震調査研究推進本部の断層モデルによる想定地震、さらに、全国どこでも起こりうる直下の地震から、本市に被害をもたらす危険性の高い地震を地域ごとに選択し、最大震度を想定します。

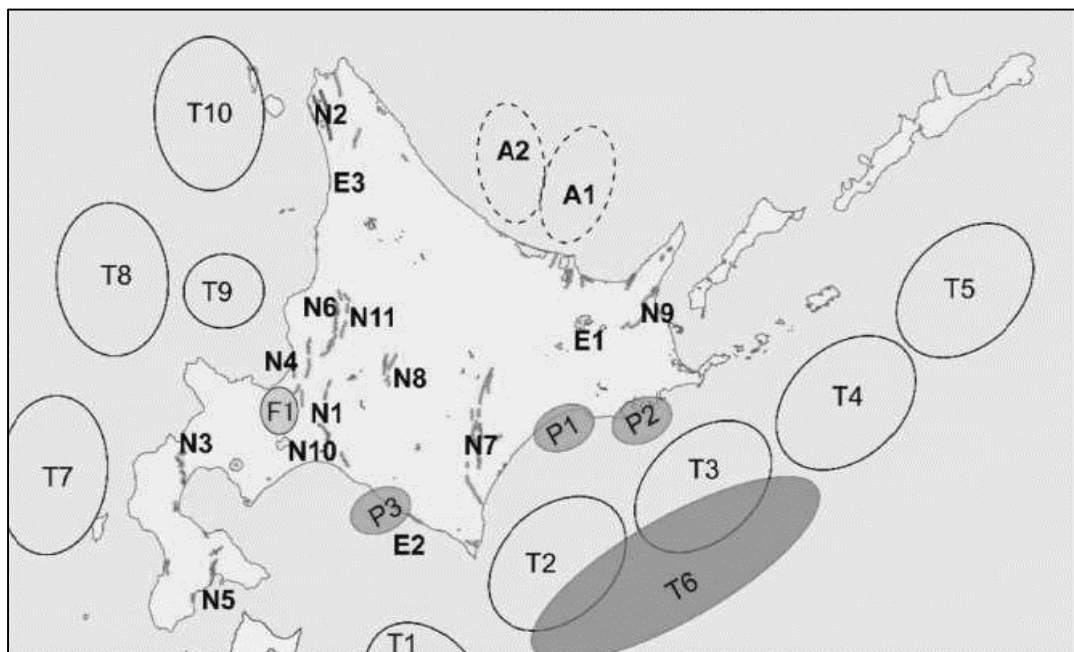
### (1) 北海道における想定地震

「北海道地域防災計画（平成14年3月）」では、これまで、太平洋側、日本海側及び内陸に6つの地震を想定していましたが、平成24年6月に修正された当該計画では、想定地震の見直しが行われ、海域で発生する海溝型（プレート境界）地震と、陸域などで発生する内陸型（地殻内）地震に大別して30の地震を想定しています。

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜りこむプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができます。海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と平成5年釧路沖地震のようなプレート部のやや深い地震からなります。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などです。

なお、想定地震及び位置の概要は次のとおりとします。

図5 想定される地震の位置



出典：北海道地域防災計画地震・津波防災計画編（平成28年5月）

表2 想定される地震の概要

海溝型地震		規模	内陸型地震		規模
(千島海溝／日本海溝)			(活断層帯)		
T1	三陸沖北部	M8.0	N1	石狩低地東縁主部	M7.9
T2	十勝沖	M8.1		主部北側	M7.5
T3	根室沖	M7.9		主部南側	M7.2
T4	色丹島沖	M7.8	N2	サロベツ	M7.6
T5	択捉島沖	M8.1	N3	黒松内低地	M7.3
T6	500年間隔地震	M8.6	N4	当別	M7.0
(日本海東縁部)			N5	函館平野西縁	M7.0-7.5
T7	北海道南西沖	M7.8	N6	増毛山地東縁	M7.8
T8	積丹半島沖	M7.8	N7	十勝平野	
T9	留萌沖	M7.5		主部	M8.0
T10	北海道北西沖	M7.8		光地縁	M7.2
(プレート内)			N8	富良野	
P1	釧路直下	M7.5		西部	M7.2
P2	厚岸直下	M7.2		東部	M7.2
P3	日高中部	M7.2	N9	標津	M7.7以上
			N10	石狩低地東縁南部	M7.7以上
			N11	沼田－砂川付近	M7.5
			(伏在断層)		
			F1	札幌市直下	M6.7-7.5
			(既往の内陸地震)		
			E1	弟子屈地域	M6.5
			E2	浦河周辺	M7.1
			E3	道北地域	M6.5
			(オホーツク海)		
			A1	網走沖	M7.8
			A2	紋別沖	M7.9

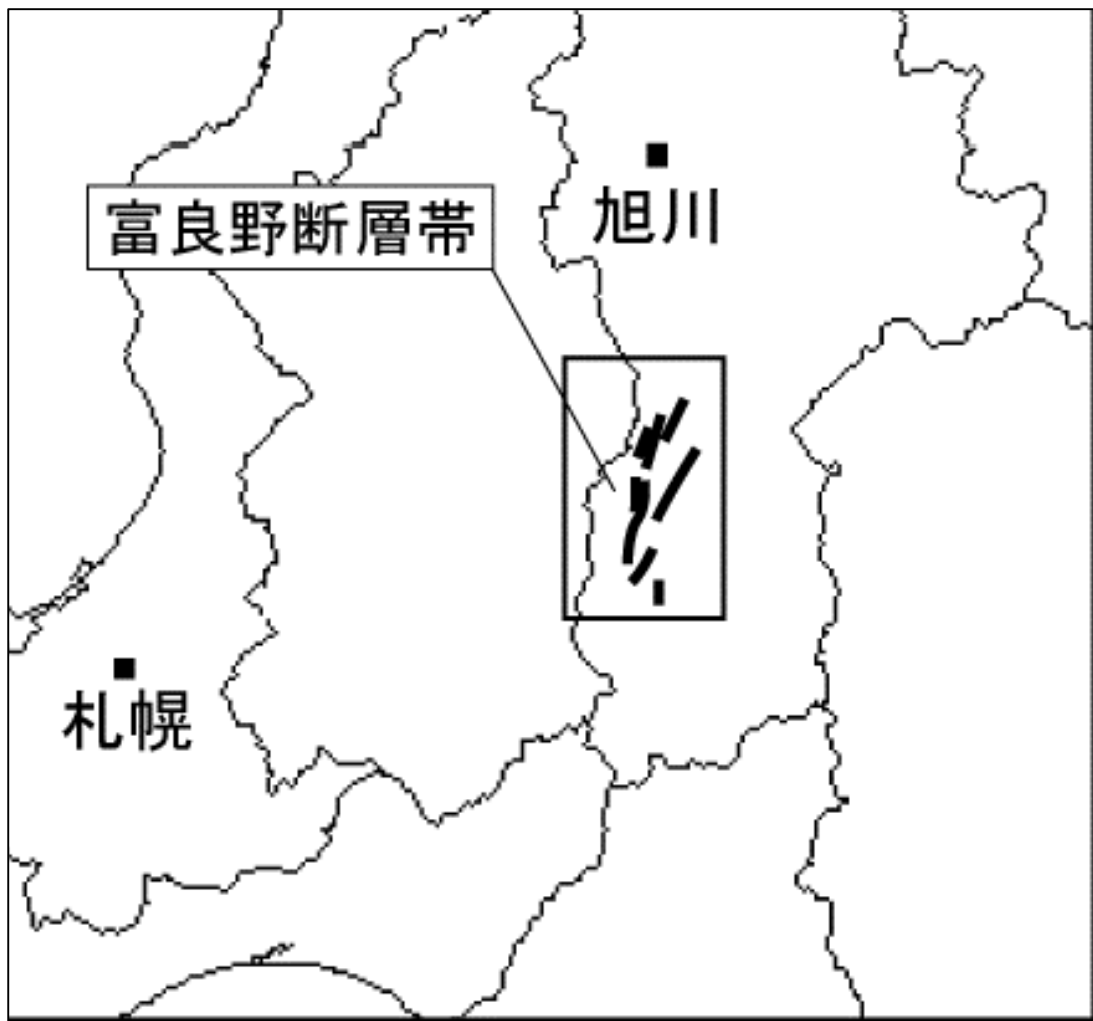
断層モデルを公表している機関：地震調査研究推進本部、中央防災会議

資料：北海道地域防災計画地震・津波防災計画編（平成28年5月）

## (2) 富良野断層帯の評価

富良野断層帯は、富良野盆地の東部及び西部山麓に分布する活断層からなります。それぞれ東及び西傾斜の逆断層であり、マグニチュード7.2程度の地震の発生が想定されています。30年以内の地震発生確率は最大0.03%です。

図6 富良野断層帯の概略位置図



出典：富良野市地域防災計画資料編（平成27年10月）

図7 富良野断層帯の主な調査地点



出典：富良野市地域防災計画資料編（平成27年10月）

### (3) 全国どこでも起こりうる直下の地震

中央防災会議では、地震に対応する活断層が地表で認められていない地震を想定し、その地震規模の上限を次のような考えで想定しています。

- ・過去の事例から、マグニチュード6.5以下の地震ではほとんど活断層が地表で認められていなく、マグニチュード6.8の地震の場合では活断層が地表で認められるものと認められないものがあること。
- ・全ての地域で何時地震が発生するか分からないとして防災対策上の備えが必要であること。

これらのことから、全国どこでも起こりうる直下の地震として、マグニチュード6台の最大である6.9の地震を想定しています。

本市においても、全国どこでも起こりうる直下の地震の規模として、マグニチュード6.9の地震を想定します。

### 3. 地震の揺れと建築物・人的被害の想定

北海道では、平成24年6月に修正された「北海道地域防災計画」の想定地震に基づき、各振興局管内で地震に係る被害想定調査を進めていますが、現在、本市と関わりをもつ上川総合振興局管内において、人的被害（死者数）が最大となる被害想定結果は公表されていません。

本市における地震の揺れと建築物・人的被害の想定は、本計画を平成20年度に策定したときの想定地震及び評価手法に基づき、現況を反映した結果により示します。

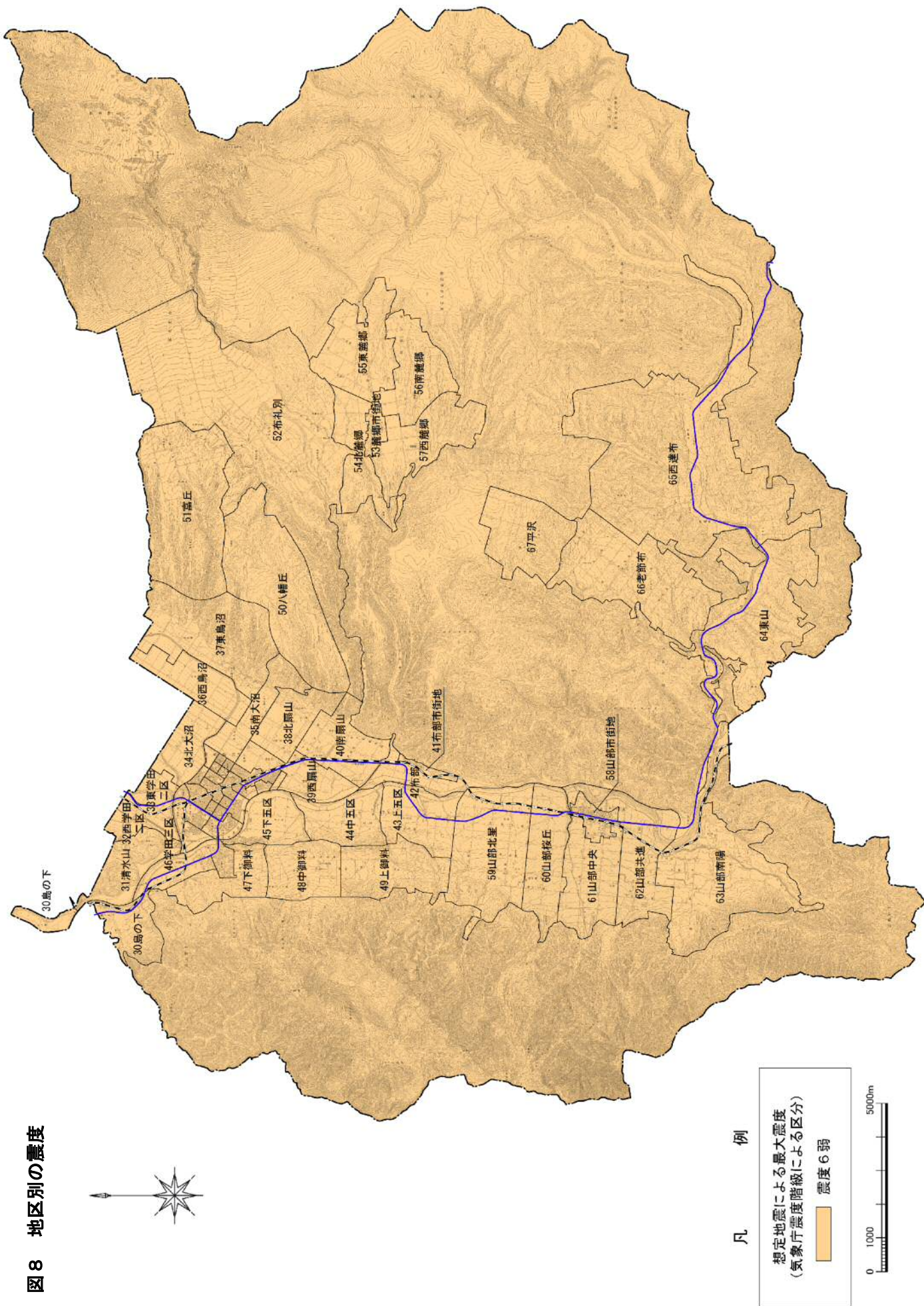
#### (1) 地震の揺れについて

地震の揺れは、震源断層からの距離に応じて減衰し、表層地盤が軟らかければ増幅しやすく、硬ければ増幅しにくい傾向にあります。本計画では、想定する3つの地震から地区別の震度を算定し、最大震度を次に示します。

表3 想定地震の地区別最大震度

地区名	震度	地区名	震度	地区名	震度
1 花園町	5.99	24 緑町	5.96	47 下御料	5.98
2 錦町	5.99	25 扇町	5.95	48 中御料	5.99
3 住吉町	5.98	26 南町	5.95	49 上御料	5.87
4 新光町	5.98	27 北の峰町	5.98	50 八幡丘	5.82
5 瑞穂町	5.97	28 西町	5.99	51 富丘	5.84
6 春日町	5.97	29 北斗町	5.99	52 布礼別	5.82
7 西麻町	5.96	30 島の下	5.92	53 麓郷市街地	5.80
8 北麻町	5.96	31 清水山	5.99	54 北麓郷	5.80
9 東雲町	5.96	32 西学田二区	5.99	55 東麓郷	5.65
10 東麻町	5.96	33 東学田二区	5.99	56 南麓郷	5.63
11 南麻町	5.96	34 北大沼	5.98	57 西麓郷	5.80
12 東町	5.96	35 南大沼	5.96	58 山部市街地	5.78
13 桂木町	5.99	36 西鳥沼	5.90	59 山部北星	5.89
14 新富町	5.99	37 東鳥沼	5.93	60 山部桜丘	5.87
15 弥生町	5.99	38 北扇山	5.93	61 山部中央	5.87
16 若松町	5.99	39 西扇山	5.96	62 山部共進	5.87
17 本町	5.99	40 南扇山	5.92	63 山部南陽	5.87
18 朝日町	5.99	41 布部市街地	5.91	64 東山	5.86
19 日の出町	5.98	42 布部	5.91	65 西達布	5.82
20 幸町	5.98	43 上五区	5.92	66 老節布	5.86
21 末広町	5.99	44 中五区	5.96	67 平沢	5.86
22 栄町	5.97	45 下五区	5.99		
23 若葉町	5.98	46 学田三区	5.98		

図8 地区別の震度





(2) 建築物・人的被害の想定

本市において想定する3つの地震から、地区別の最大震度をもとに、建築物・人的被害を算定した場合、市全体で建築物の全壊棟数は約500棟、半壊棟数は約2,320棟、死者数は約5人、負傷者数は約320人と想定されます。

表4 想定地震による地区別建物全壊率

地区名	全壊率	地区名	全壊率	地区名	全壊率
1 花園町	2.57%	24 緑町	4.10%	47 下御料	3.80%
2 錦町	3.60%	25 扇町	4.67%	48 中御料	3.74%
3 住吉町	3.06%	26 南町	1.16%	49 上御料	3.57%
4 新光町	2.51%	27 北の峰町	2.87%	50 八幡丘	1.29%
5 瑞穂町	3.48%	28 西町	2.84%	51 富丘	2.81%
6 春日町	4.18%	29 北斗町	1.73%	52 布礼別	2.48%
7 西麻町	3.83%	30 島の下	2.68%	53 麓郷市街地	2.01%
8 北麻町	3.47%	31 清水山	1.55%	54 北麓郷	1.99%
9 東雲町	1.21%	32 西学田二区	6.82%	55 東麓郷	0.46%
10 東麻町	3.56%	33 東学田二区	7.94%	56 南麓郷	0.50%
11 南麻町	4.01%	34 北大沼	7.71%	57 西麓郷	1.90%
12 東町	3.59%	35 南大沼	7.17%	58 山部市街地	1.56%
13 桂木町	3.22%	36 西鳥沼	5.48%	59 山部北星	4.58%
14 新富町	1.82%	37 東鳥沼	5.09%	60 山部桜丘	3.93%
15 弥生町	2.49%	38 北扇山	5.70%	61 山部中央	4.14%
16 若松町	4.31%	39 西扇山	5.19%	62 山部共進	4.21%
17 本町	5.33%	40 南扇山	4.37%	63 山部南陽	4.38%
18 朝日町	4.86%	41 布部市街地	4.49%	64 東山	3.87%
19 日の出町	6.12%	42 布部	5.88%	65 西達布	3.30%
20 幸町	4.32%	43 上五区	3.97%	66 老節布	4.85%
21 末広町	4.71%	44 中五区	3.97%	67 平沢	4.02%
22 栄町	5.27%	45 下五区	7.09%		
23 若葉町	4.23%	46 学田三区	3.97%		

図9 建物の被害想定

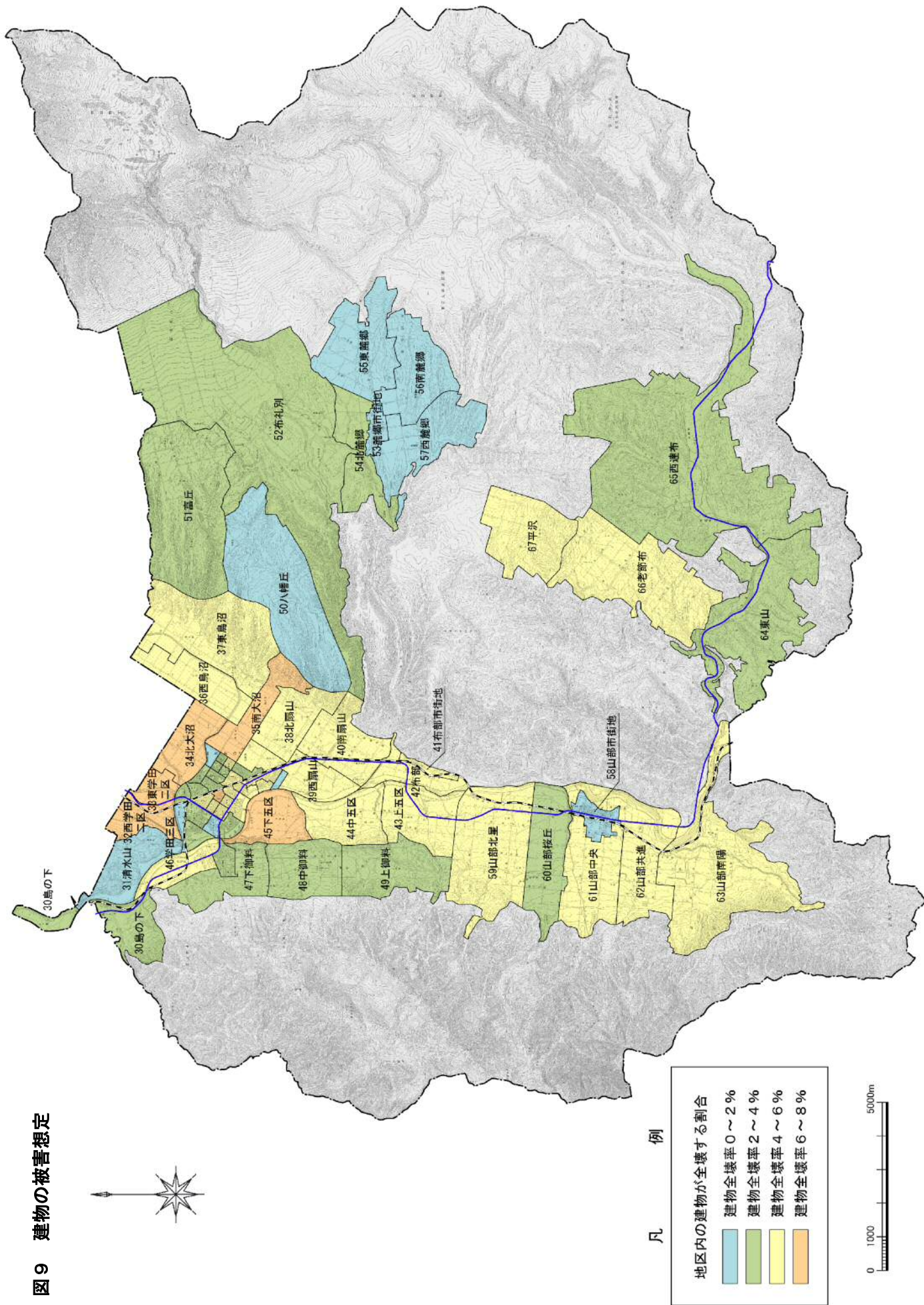
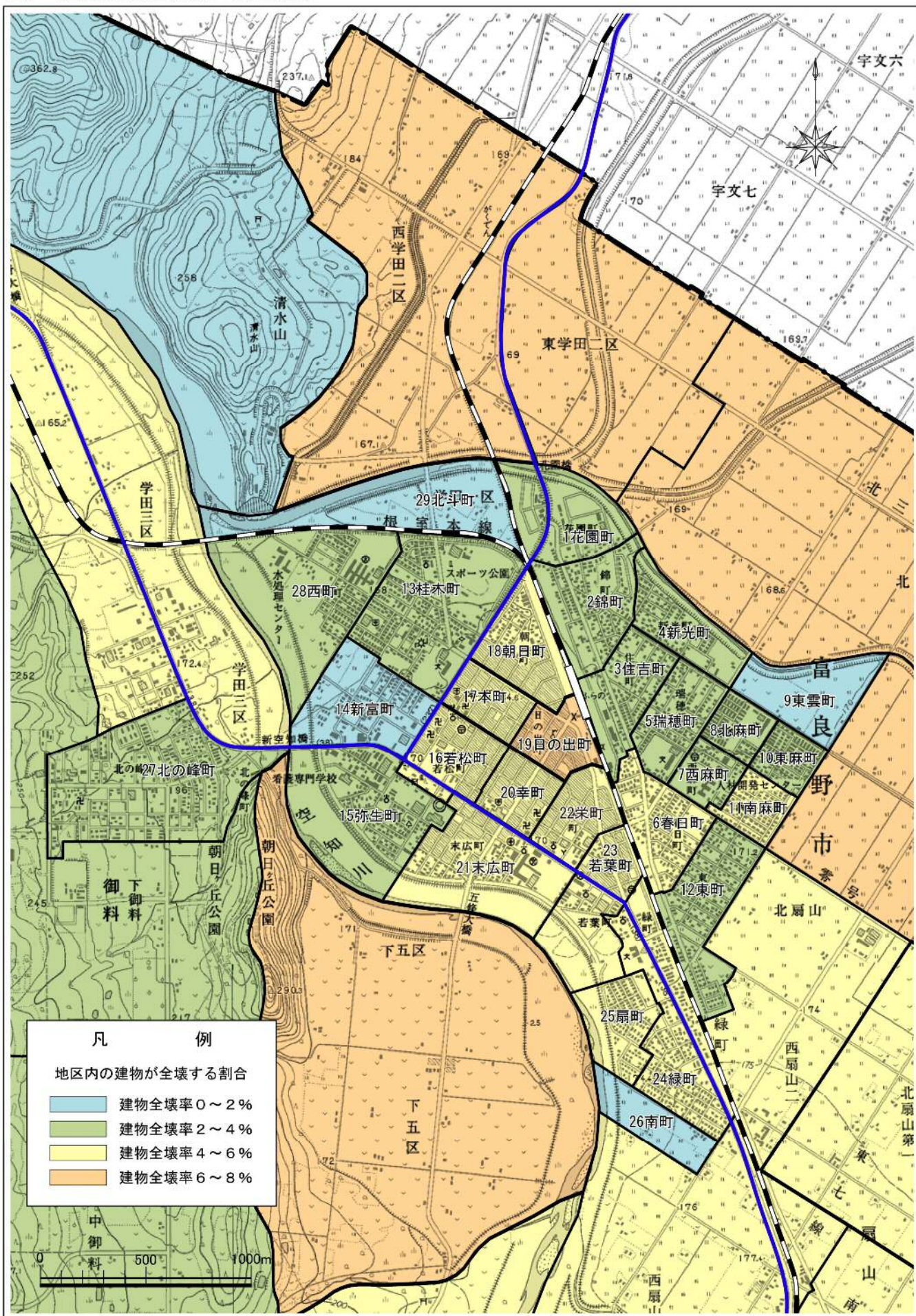


図10 建物の被害想定（市街地）



## 第4章 住宅・建築物の耐震化に係る目標

### 1. 住宅の耐震化の現状

平成20年度に策定した本計画では、住宅の耐震化率について、平成27年度までに90%にすることを目標に耐震化の促進に取り組んできました。

平成27年度末時点での市内の住宅は8,302棟あり、昭和56年以前に建設された住宅は3,759棟、昭和57年以降に建設された住宅は4,543棟となっています。

昭和56年以前に建設された住宅のうち、耐震改修等を行った住宅を含めた1,565棟が耐震性のある住宅と推計され、昭和57年以降建設された4,543棟と合わせて6,108棟（耐震化率にして73.6%）が、昭和56年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に適合する耐震性を有していると推計されます。

表5 住宅の耐震化の現状推計

(棟)

区分	総数	S57年 以降の 建築	S56年 以前の 建築		耐震性を有する住宅計	耐震化率	
			耐震性を有する	耐震性未確認			
戸建て	7,401	3,882	3,519	1,352	2,167	5,234	70.7%
共同住宅等	901	661	240	213	27	874	97.0%
合計	8,302	4,543	3,759	1,565	2,194	6,108	73.6%

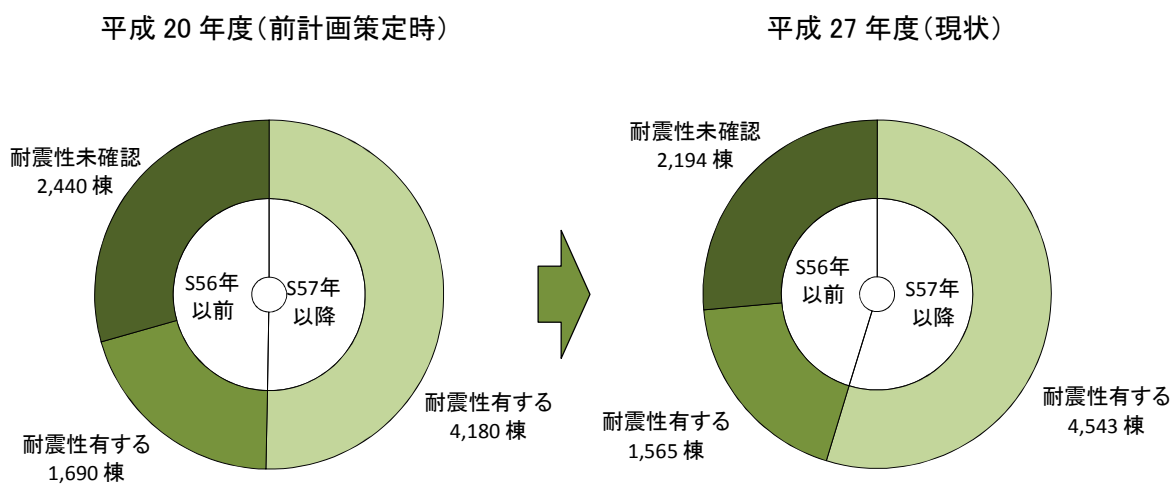
図11 住宅の耐震化の現状推計

昭和57年以降 4,543棟 (54.7%)  戸建て 3,882棟 共同住宅等 661棟		耐震性を有する 6,108棟 (73.6%)  戸建て 5,234棟 共同住宅等 874棟
昭和56年以前 3,759棟 (45.3%)  戸建て 3,519棟 共同住宅等 240棟	耐震性有する	戸建て 1,352棟(38%) 共同住宅等 213棟(89%)
	耐震性未確認	戸建て 2,167棟(62%) 共同住宅等 27棟(11%)
		耐震性未確認 2,194棟 (26.4%)  戸建て 2,167棟 共同住宅等 27棟

表6 住宅の耐震化率における前計画の目標と現状

	平成20年度 (前計画策定時)	平成27年度 (目標)	平成27年度 (現状)
住宅の耐震化率	70.6%	90.0%	73.6%

図12 住宅の耐震化の状況



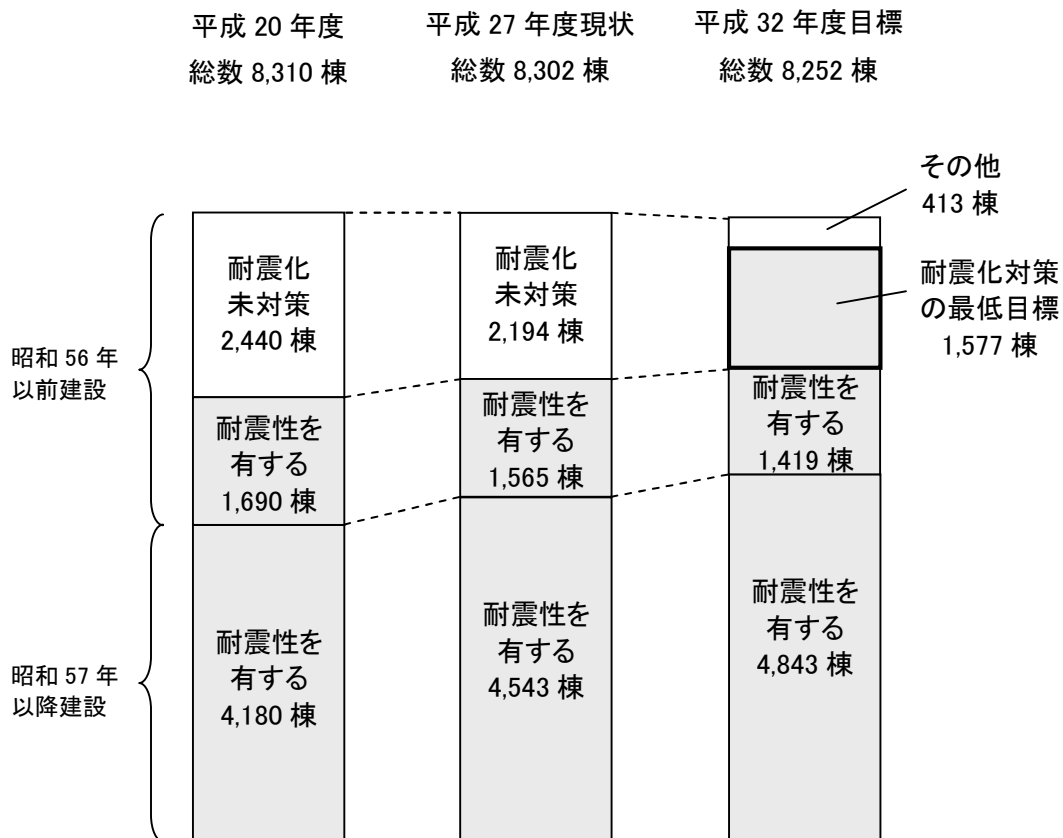
## 2. 住宅の耐震化の目標と実施棟数の考え方

本計画では、本市における住宅の耐震化の現況及び道計画の目標設定を踏まえ、住宅の耐震化率を平成32年度までに95%にすることを目標とします。

耐震化率を95%とするためには、平成32年度末に想定される住宅総数8,252棟に対して耐震性を有する住宅棟数を7,839棟にする必要があり、少なくとも1,577棟の住宅について、耐震性の確認や耐震改修等を実施することが必要となります。

なお、本市の世帯数の推移では、平成22年まで増加傾向にありましたが、平成27年から減少に転じており、人口の減少を鑑みると、今後の世帯数はさらに減少するものと考えられます。最近の動向から、住宅の増加は1年に約60棟、除却は1年に約70棟行われる想定で計算を行っています。

図 13 住宅の耐震化目標



### 3. 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

平成20年度に策定した本計画では、耐震改修促進法第14条第1号に掲げる一定規模以上の学校、病院、社会福祉施設、店舗など多数の者が利用する建築物（以下「多数利用建築物」という。）の耐震化率について、平成27年度までに90%にすることを目標に耐震化の促進に取り組んできました。

平成27年度末時点での市内の多数利用建築物は76棟あり、このうち耐震改修を行った建築物4棟を含めた65棟の建築物が耐震性を有していると推計され、耐震化率は85.5%となっています。

表7 多数利用建築物の耐震化の現状推計（公共建築物を含む）

（棟）

区分	総数	S57年 以降の 建築	S56年 以前の 建築	耐震性を有する		耐震性を有 する建築 計	耐震化 率
				耐震性を 有する	耐震性 未確認		
市内全数	76	60	16	5	11	65	85.5%

表8 多数利用建築物の耐震化率における前計画の目標と現状

	平成20年度 (前計画策定時)	平成27年度 (目標)	平成27年度 (現状)
多数利用建築物の 耐震化率	73.6%	90.0%	85.5%

図14 多数利用建築物の耐震化の状況

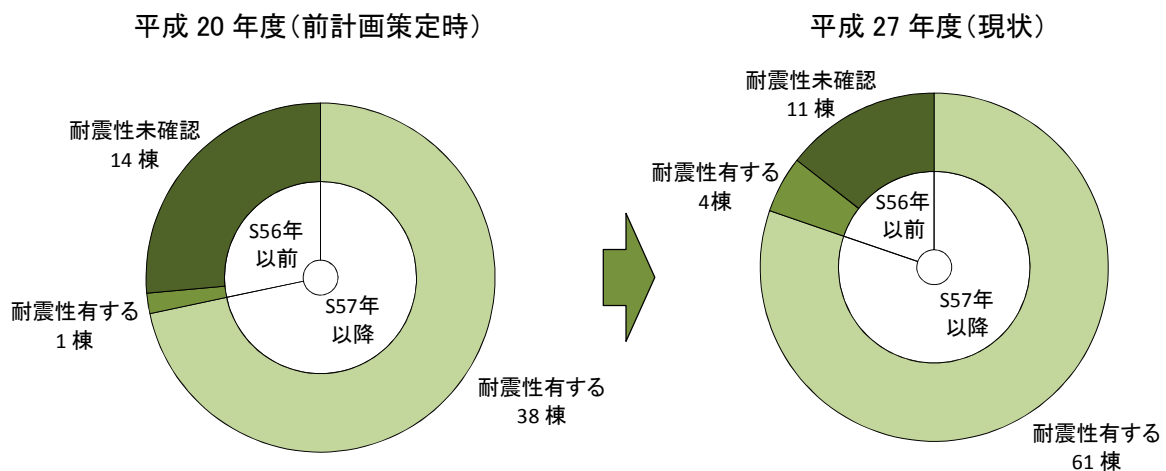


表9 多数利用建築物一覧表（耐震改修促進法第14条第1号・2号）

用 途		規 模 要 件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上（屋内運動場の面積を含む）
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上
病院、診療所		
劇場、観覧場、映画館、演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル、旅館		
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿		
事務所		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗		
工場（危険物の貯蔵庫又は処理場の用途に供する建築物を除く）		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		



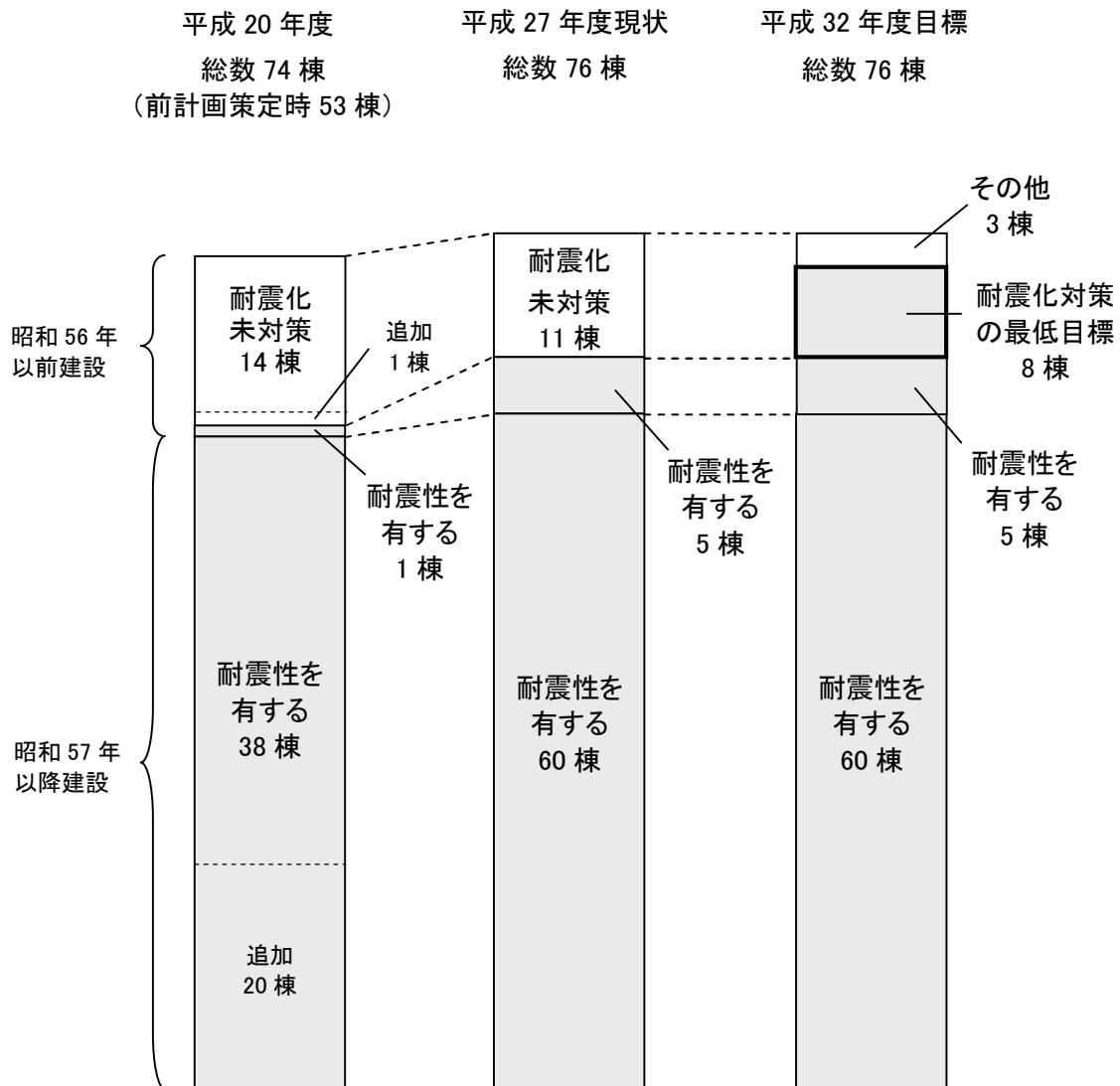
#### 4. 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標と実施棟数の考え方

本計画では、本市における多数利用建築物の耐震化の現況及び道計画の目標設定を踏まえ、多数利用建築物の耐震化率を平成32年度までに95%にすることを目標とします。

耐震化率を95%とするためには、総数76棟に対して耐震性を有する棟数を73棟にする必要があります。少なくとも8棟の建築物について、耐震性の確認や耐震改修等を実施することが必要となります。

なお、平成20年度に示す総数は、今回の改定で建築物を精査（用途・規模の確定及び住宅データと現況との確認）したことにより、建築物の棟数を追加しています。

図 15 多数利用建築物の耐震化目標（公共建築物を含む）

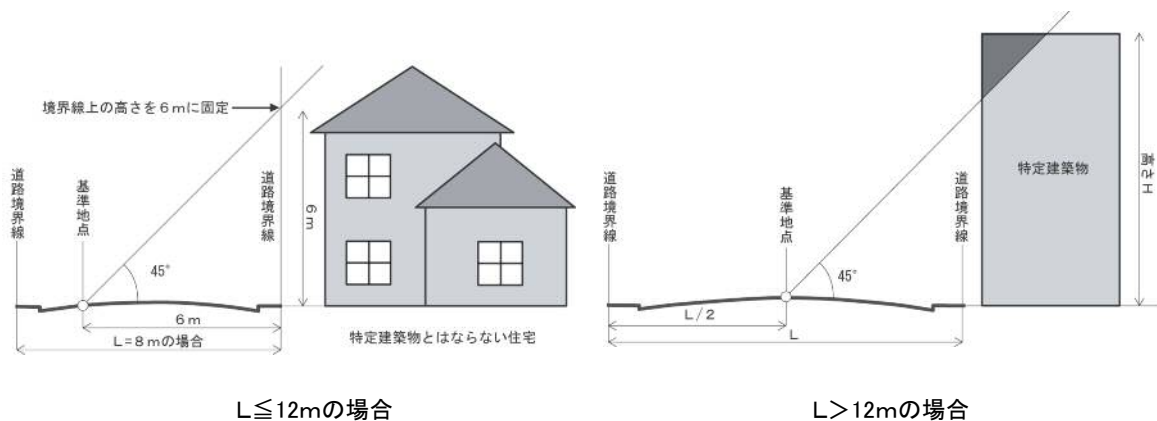


## 5. 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化

本計画では、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路（耐震改修促進法第5条第3項3号に規定する道路）及び富良野市地域防災計画において避難路として指定する道路を地震時に通行を確保すべき道路として指定しています。

地震時に通行を確保すべき道路の沿道にあって、昭和56年以前に建てられ、地震時の倒壊により避難を困難にするおそれのある建築物は、耐震改修促進法第14条第3号に規定する通行障害建築物として、耐震化を図る必要があります。

図 16 耐震改修促進法第 14 条第 3 号に規定する通行障害建築物の考え方



耐震改修促進法第 14 条第 3 号に規定する通行障害建築物は、地震時に通行を確保すべき道路の境界線までの水平距離に、当該全面道路の幅員に応じ、それぞれ定める距離を加えたものを超える建築物となります。

- ・ 幅員 12m 以下の場合  $6\text{m} + \text{全面道路までの水平距離}$
- ・ 幅員 12m を超える場合  $\text{全面道路の幅員の } 2 \text{ 分の } 1 \text{ に相当する距離} + \text{全面道路までの水平距離}$

## 6. 不特定多数の者等が利用する大規模建築物の耐震化

平成25年11月の耐震改修促進法の改正により、多数利用建築物のうち、病院、店舗、旅館などの不特定多数の者が利用する大規模建築物及び学校、老人ホームなどの避難弱者が利用する大規模建築物について、その所有者は、平成27年12月までに耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられました。また、その報告を受けた所管行政庁は、診断結果の公表を行うことが規定されました。

表 10 多数利用建築物、不特定多数の者等が利用する建築物

用 途		多数利用建築物 (法第14条)	不特定多数の者 が利用する建築 物 (法第15条)	耐震診断義務付 け対象建築物 (法附則第3条)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000㎡以上 (屋内運動場の 面積を含む)	階数 2 以上かつ 1,500㎡以上 (屋内運動場の 面積を含む)	階数 2 以上かつ 3,000㎡以上 (屋内運動場の 面積を含む)
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000㎡以上		
体育館 (一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ 1,000㎡以上	階数 1 以上かつ 2,000㎡以上	階数 1 以上かつ 5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅 (共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000㎡以上	階数 2 以上かつ 2,000㎡以上	階数 2 以上かつ 5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、幼児連携型認定こども園、保育所		階数 2 以上かつ 500㎡以上	階数 2 以上かつ 750㎡以上	階数 2 以上かつ 1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場 (危険物の貯蔵庫又は処理場の用途に供する建築物を除く)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				

## 7. 公共建築物の耐震化

### (1) 特定公共建築物の耐震化

平成20年度に策定した本計画では、市が所有する公共建築物で多数の者が利用する建築物（以下「特定公共建築物」という。）が31棟あり、このうち、昭和56年以前に建設され、耐震性が不足または明らかでないものが9棟ありました。本市は、平成21年度から平成27年度までの間に、以下の5棟について耐震化を進めてきました。

表11 特定公共建築物のうち、平成21年度から平成27年度までの間に耐震化を進めたもの

施設名	所在地	耐震化の実施年度	構造	階数	延床面積
スポーツセンターサブアリーナ	桂木町5番	平成21年度 (耐震改修)	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	地上2階	1,401 m <sup>2</sup>
ふれあいセンター	春日町12番	平成23年度 (耐震改修)	鉄筋コンクリート造	地上2階	1,559 m <sup>2</sup>
富良野東中学校	瑞穂町1番	平成24年度 (耐震改修)	鉄筋コンクリート造	地上3階	4,198 m <sup>2</sup>
樹海小学校	老節布	平成26年度 (耐震改修)	鉄筋コンクリート造	地上2階	1,866 m <sup>2</sup>
東小学校	北麻町8番	平成26年度 (全面改築)	鉄筋コンクリート造	地上2階	5,478 m <sup>2</sup>

平成27年度末時点での特定公共建築物は32棟あり、このうち、昭和56年以前に建設され、耐震性が不足または明らかでないものは以下の5棟となっています。

表12 特定公共建築物のうち、平成27年度末時点で耐震性が不足または明らかでないもの

施設名	所在地	建築年	構造	階数	延床面積
富良野市役所本庁舎	弥生町1番	昭和44年	鉄筋コンクリート造	地上3階 地下1階	5,263 m <sup>2</sup>
文化会館	弥生町1番	昭和46年	鉄筋コンクリート造	地上3階	3,784 m <sup>2</sup>
富良野スポーツセンター	桂木町5番	昭和49年	鉄骨鉄筋コンクリート造	地上2階	3,357 m <sup>2</sup>
山部中学校	山部北町12番	昭和54年	鉄筋コンクリート造	地上2階	2,606 m <sup>2</sup>
樹海中学校	東山共栄	昭和56年	鉄筋コンクリート造	地上3階	1,947 m <sup>2</sup>

富良野市役所本庁舎に関しては、耐震診断を実施しており、現行基準による耐震性が確保されていないことが確認されています。また、文化会館、富良野スポーツセンター、山部中学校、樹海中学校の4棟は、速やかに耐震診断を実施する必要があります。

これらの施設については、新築や解体、建替え、耐震改修の検討を行うこととします。

## (2) 避難所・防災拠点建築物の耐震化

大規模な地震が発生した場合などの避難所として、学校や会館などの建築物が指定されています。また、災害応急対策の拠点となる重要な施設として、富良野市役所本庁舎、消防庁舎等があり、災害時の被害情報収集や災害対策指示などに活用されます。これらの建築物は、耐震化における重要度の高い施設であり、平常時の利用者の安全確保はもとより、災害応急対策の拠点施設としての機能確保の観点からも耐震化に努める必要があります。

富良野市地域防災計画で避難所に指定されている建築物や防災拠点となる公共建築物は、耐震性が求められるべきものであり、耐震化に努めるとともに、指定する施設の見直しも検討します。

## 第5章 住宅・建築物の耐震化促進に向けた基本的方向

### 1. 耐震化促進に向けた各主体の役割

#### (1) 所有者の役割

住宅・建築物の所有者は、地震防災対策が自らの生命や財産の保全につながるとともに、隣接する建築物や道路へ及ぼす被害の抑制にもつながることを認識し、自らの問題のみならず、地域の問題といった意識を持って、主体的に住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めます。

#### (2) 建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、住宅・建築物の耐震性が人命や財産に関わる重要な責任を負っていることを再認識し、住宅・建築物の所有者や地域社会との信頼関係の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物ストックの形成に努めます。

#### (3) 市の役割

市民の安全・安心を確保することは、市の重要な責務であり、相談体制の整備や適切な情報提供など、安心して耐震診断・耐震改修が行える環境整備や住宅・建築物の安全性の向上に関する啓発及び知識の普及などに努めます。

また、市は自ら所有・管理する住宅・建築物の耐震化に率先して取り組みます。

さらに、北海道及び関係機関・建築関連団体などと連携し、耐震化に関する技術の研究・開発の成果や最新の情報・知識の普及啓発に努めます。

### 2. 耐震化促進に向けた施策の基本的方向

本市は住宅・建築物の耐震化の目標達成に向けて、住宅・建築物の所有者が自らの問題・地域の問題という意識のもと、地震防災対策に取り組んでいけるよう努めます。

施策の展開にあたっては、次の3つを基本的な柱として、国や北海道の補助金・交付金等の活用を図りながら効果的・効率的に実施します。

#### 基本的な柱

- 1 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識の普及
- 2 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備
- 3 地震時の総合的な安全対策の推進

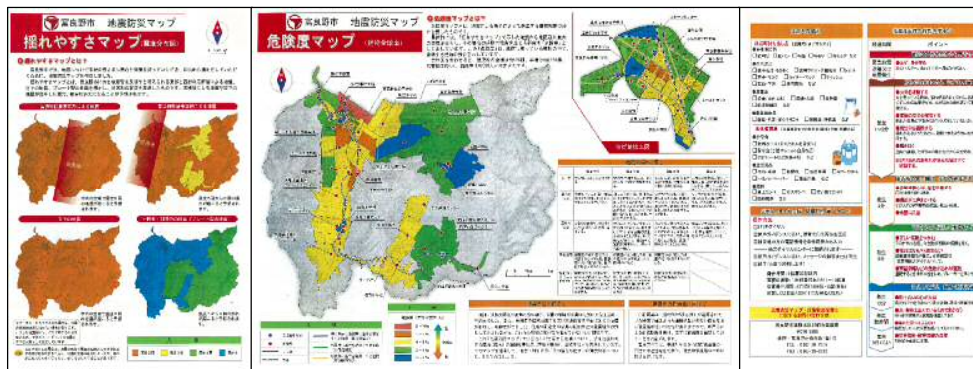
## 第6章 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策

### 1. 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識の普及

#### (1) 地震防災マップの作成・公表

市民の地震に対する心構えと防災意識の向上を図るため、本市で想定される地震による地区ごとの揺れやすさの度合いや建築物の倒壊する危険性を地震防災マップとして作成し、市のホームページなどで公表しています。地震防災マップについては、適宜内容の見直しを行い、情報の充実を図ります。

図17 富良野市地震防災マップ（H21.3作成）



#### (2) 住宅・建築物の地震防災対策普及のためのパンフレットの作成・配布

地震防災マップの公表とあわせて、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修などの必要性や効果について普及啓発を図る必要があります。このため、北海道発行の一般向けパンフレットや（一財）日本建築防災協会発行の「誰でもできるわが家の耐震診断」などのパンフレットを活用するほか、耐震化促進支援に関する内容を記載した普及啓発用パンフレット等を作成して配布するとともに、必要な情報提供などを行います。

図18 一般向けパンフレット



図19 耐震化促進支援パンフレット



また、平成 25 年 11 月に改正された耐震改修促進法では、建築物の耐震化を円滑に促進するため、耐震改修工事に係る容積率・建ぺい率の緩和などの各種認定制度が設けられました。本市では、住宅や建築物の所有者に対して、これらの認定制度の内容の周知、情報提供に努めていきます。

図 20 耐震改修促進法の改正による各種認定制度

**■耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率等の緩和（法第 17 条）**

所管行政庁から、耐震改修計画の認定を受けた建築物は、耐震改修で増築する場合は、容積率・建ぺい率の特例措置が認められ、これまで床面積が増加することにより採用できない耐震改修工事の拡大を図ることが可能


**■建築物の地震に対する安全性の表示制度（法第 22 条）**

所管行政庁から、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物は、広告等に耐震基準への適合認定を受けたことを表示することが可能

**■区分所有建築物の議決要件の緩和（法第 25 条）**

所管行政庁から、耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けた区分所有建築物（マンション等）は、大規模な耐震改修を行おうとする場合の議決要件が 3/4 以上から 1/2 超に緩和（建物の区分所有権に関する法律の特例）

<耐震基準適合認定表示制度>



**基準適合認定建築物**

この建物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項の規定に基づき、耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認められます。

建築物の名称  
建築物の位置  
認定番号  
認定年月日  
認定者

### （3）耐震改修等に係る普及啓発

建築物防災週間（3月1日～7日、8月30日～9月5日）やイベントなどの機会を活用し、必要に応じて、建築物の耐震診断及び耐震改修の重要性について普及啓発を図ります。

また、リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事と合せて耐震改修が行われるよう、所有者に対する耐震化の普及啓発を図ります。

### （4）町内会・自主防災組織等との連携

地震防災対策は、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。このため、町内会・自主防災組織等に対して普及啓発用パンフレットの配布を行うなど、耐震診断や耐震改修の普及啓発を行います。



## 2. 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備

### (1) 耐震診断・耐震改修等に係る相談体制の継続

既に開設している耐震診断・耐震改修の相談窓口において対応を図り、引き続き耐震診断・耐震改修の方法や支援制度、表示制度、緩和措置の説明などを行います。

### (2) 耐震診断・耐震改修等に係る情報提供の充実

市のホームページや広報ふらのを活用し、地震防災対策に関する普及啓発や、税制優遇措置の紹介など、耐震診断・耐震改修に係る情報提供の充実に努めます。

また、耐震診断・耐震改修は専門知識が必要なため、北海道及び関係機関・建築関連団体などが開催する技術者講習会などの案内・紹介を行い、積極的な参加を促します。

### (3) 耐震診断・耐震改修促進のための所有者への支援

住宅・建築物の耐震化は、所有者が責務として実施することが基本ですが、住宅については、市民生活の基盤としてストック数が多いこと、また、耐震化のための改修費用が経済的に負担となることが考えられ、耐震診断・耐震改修の促進を図るための所有者への支援を行う必要があります。

支援策としては、北海道による戸建て木造住宅を対象とした無料耐震診断を活用するとともに、本市が国や道の支援制度による交付金等を活用して創設した補助制度により、所定の要件を満たす住宅の耐震改修工事に要した費用の一部の補助を行います。

また、住宅の耐震化を進める新たな取り組みとして、住宅の耐震性が不足し、新しく住宅を建て替えるために、既存住宅の除却工事を行う場合に要する費用の一部を補助する制度の創設を検討します。

なお、多数利用建築物や住宅以外の用途の建築物の所有者に対しては耐震診断・耐震改修の普及・啓発を行い、その支援についても検討を行います。

### (4) 専門技術者育成のための講習会の開催

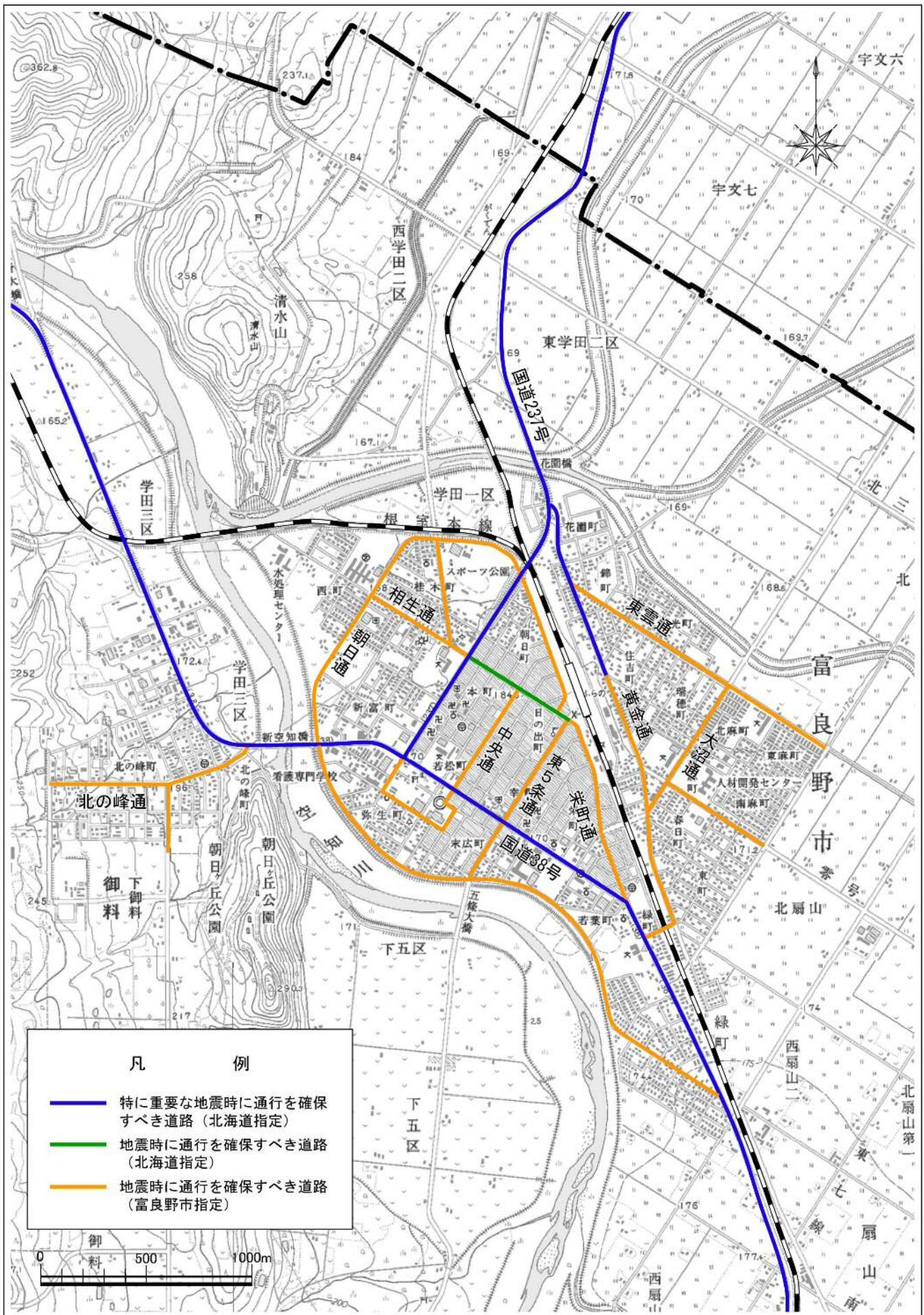
専門技術者に対する講習会において、耐震診断・耐震改修に関する知識の普及を図り、専門技術者の技術の向上を目指します。

### (5) 地震時に通行を確保すべき道路の指定

北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路及び富良野市地域防災計画において避難路として指定する道路を地震時に通行を確保すべき道路として指定します。

地震時に通行を確保すべき道路の沿道にある昭和56年以前に建設された旧耐震基準の建築物で、前面道路幅員に対し一定の高さを有するものは、地震による倒壊で道路を閉塞させ、避難を困難にするおそれがあることから、耐震改修促進法第14条第3号に規定する特定既存耐震不適格建築物として、耐震診断・耐震改修に向けて普及・啓発に努めます。

図 21 地震時に通行を確保すべき道路



### 3. 地震時の総合的な安全対策の推進

#### (1) 総合的な建築物の安全対策促進

これまでの建築物に起因する地震被害では、住宅・建築物の倒壊のほか、非構造部材等の落下などによる人的被害が多く発生しています。このため、住宅・建築物の耐震化と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス等の落下対策、大規模空間の天井崩落対策、エレベーターの閉じ込め対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な建築物の安全対策を促進していきます。

#### (2) 狭隘道路等

幅員4m未満の狭隘道路は、地震や火災などの災害時に、建築物やブロック塀などの倒壊等によって道路の閉塞や消火・救急活動に支障をきたすおそれがあります。

過去の調査により把握した狭隘道路上にある建築物や障害物が撤去されたことにより、4m以上の幅員が確保された場合には、道路台帳の更新を行います。

また、私道については、必要に応じ調書等の更新を行うとともに、道路としての機能が保たれるよう啓発に努めます。

#### (3) 富良野市地域防災計画への反映

「富良野市地域防災計画」は、災害対策基本法の第42条に基づき富良野市防災会議が作成する計画であり、自然災害や事故災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市をはじめ、市民及び防災関係機関が全力をあげて予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的としています。

この計画のなかで策定した震災対策計画は、富良野市において発生する地震災害に対処するための総合的な防災対策を定めたものであり、今後も新たな情報を加味した計画とするよう見直しを行います。

### 4. 耐震化を優先する建築物

耐震改修促進法第14条第1号に規定する震災時に救護拠点となる病院や災害時要援護者が利用する施設などの防災対策上重要施設など、多数の者が利用する建築物、同条2号に規定する危険物を取り扱う建築物、同条3号に規定する地震時に通行を確保すべき道路に指定された沿道の通行障害建築物、地域防災計画に規定する避難所の民間建築物の所有者などに対し耐震診断・耐震改修の必要性について普及・啓発を行います。

### 5. 公共建築物の耐震診断実施状況、実施結果の公表

市が所有する特定公共建築物、災害時要援護者が利用する防災対策上重要な公共建築物などについて、耐震診断や耐震改修を実施した場合、その都度結果を公表します。

## 第7章 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等について

### 1. 耐震改修促進法に基づく指導等

平成25年11月の耐震改修促進法の改正により、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての住宅や建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務が課されることとなりました。

このため、建築基準法第6条1項4号に規定する建築物の所管行政庁（限定特定行政庁）である本市は、それ以外の建築物の所管行政庁である北海道と連携し、周辺への影響などを勘案して必要があると認めるときは、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行います。

また、耐震診断が義務付けされた不特定多数の者等が利用する大規模建築物及び耐震改修法第15条第2項に規定する不特定多数の者等が利用する一定規模以上の建築物等については、その所有者が適切に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないものであり、行政としても耐震性能の向上について適切な措置をとるよう指導・助言、指示を行う必要性が高いものです。

このため、当該建築物の所管行政庁である北海道は国の基本方針に規定する技術上の指針となるべき事項を勘案して、建築物の所有者に対して必要な指示を行い、本市は北海道に協力し連携することとします。

### 2. 建築基準法に基づく勧告等又は命令

耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、耐震診断が義務付けられた大規模建築物等の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法第10条第1項の規定に基づく勧告を行うとともに、その所有者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、同条第2項の規定に基づく命令を行います。

また、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、速やかに同条第3項の命令を行います。

本市は、建築基準法第6条1項4号に規定する建築物に対して、損傷、腐食その他の劣化等を勘案し、そのまま放置すれば大きな被害が想定される場合には、必要な勧告等を行うことにより、安全性の確保に努めます。

### 3. 北海道との連携

建築物の耐震化を促進するためには、指導等を行うにあたり、所管行政庁相互の整合性を確保した上で、その内容、実施方法を定め、効果的な実施を図っていく必要があります。

本市においては、北海道と連携を図りながら、建築基準法に基づく勧告、是正命令等の書式整備、具体的な取組方針等を定めるなど、住宅や建築物の地震に対する安全性の確保・向上を図るために指導等を進めていきます。

## 第8章 計画の推進に関する事項

### 1. 北海道及び関係団体との連携について

平成18年3月、北海道、市町村及び建築関係団体は、住宅・建築物の耐震化の促進を図るための連絡協議を行う場として、「全道住宅建築物耐震改修促進会議」を設置しました。

本計画に掲げた耐震化への施策に対する方策、北海道、他の市町村及び建築関係団体等の取組を連絡協議するため、当該会議を活用して、住宅・建築物の耐震化に向け連携して取り組んでいきます。

### 2. 本市の計画推進体制について

本計画の推進に当たっては、関係部局による「富良野市耐震改修促進会議」を開催し、住宅・建築物の耐震化の促進に向けた全庁的な対応の協議を行い、所管する公共建築物及び民間建築物の耐震化など、計画の着実な推進を図っていきます。

